

●白井市道路占用料単価表（令和4年4月1日～）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1	740円
	第2種電柱	年	1,100 円
	第3種電柱		1,500 円
	第1種電話柱		660円
	第2種電話柱		1,000 円
	第3種電話柱		1,400 円
	その他の柱類		66円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	650円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1 年	1,300 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		550円
広告塔	表示面積1平方メートルに	1,800 円	

		つき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		79円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390円
	外径が1メートル以上のもの		790円

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	900円
	地下に設ける通路			540円
	その他のもの			1,300円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	180円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識		1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円
その他のもの		1本につき1月	180円	

	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	180円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1800円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円
	その他のもの	900円		
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,300円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				130円

備考

- 「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの

を、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。
- 6 占用物件の長さが0.01メートル未満であるとき、又はこの長さ
に0.01メートル未満の端数があるときは、その全長又はその端数の長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、その期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 9 1件の占用許可に係る占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。